

# 平安時代における死の受容

—女性と看取り—

井野上眞弓

## はじめに

我々は「近代における科学と技術が人間の精神の貧困をもたらし、一方で、しているのは今日の文明論的問題状況であるという認識に立<sup>(1)</sup>」ち、科学技術の飛躍的進歩に伴つて引き起こされた現代文明のかかえる問題を文明学の立場から明らかにすることを志向する。

本稿では「死」を取り巻く問題、特に女性が「死」を「どこで、誰に看取られて迎えたのか。」をテーマに、今日の日本人の死生観の原形が形成され、さらには女性差別の萌芽が現れた時期ともいうべき平安時代の死の受容形態を考察する。そして、この時代に形成された死の受容形態が今日の日本文明に継承され、影響を及ぼしているとの観点から、日本人の死を取り巻く問題、特に死の受容と女性との関わりについて再検討を行なうこと目的とする。

河合隼雄氏は「私の死」という言葉を用い、「私の死」について各人が意味付けを行なう必要がある<sup>(2)</sup>と指摘している。が、この「私の死」をライフサイクルの中に意義づけ、積極的に捉えてい

こうとする試みはなされていないのが現状である。

「死」を対象とした研究は、キュプラー・ロス氏の『死の瞬間<sup>(3)</sup>』以来、ホスピス・ケア等からのアプローチがなされてきた。だが、個々人の死を論じることは少なく、生命再生産の場である家庭生活を研究対象としてきた家政学ですら死をライフサイクルの中に意義づけようとはしていない。まして、死を通して家族関係を見直し、女性の生き方をも問おうとした研究動向は見られない。

従来の歴史学研究においても、「死」と女性の問題を取り上げることは少ない。仏教史の立場から女性と出家へのアプローチはなされているものの、女性を実際に人生を生きる主体として捉え、女性がいかに死んでいったかを探ろうとする研究はなされていないといえよう。

このような研究動向の中で、女性がいかに死を受容してきたのかを明らかにすることは、今日の死の問題を考える上で有効な一つの手段となり得ると考える。次節より平安時代における女性の死の受容形態を取り上げ、死を考察することで生を問い合わせ、ひいては今日の文明の孕む問題の一端、女性と死、介護の問題に再検討を加えていきたい。

### 一、平安期における老齢期<sup>(6)</sup>の女性

かつて加藤周一氏は日本人の死に対する態度を「あきらめをもつて受け入れる」と評し、その背景には「死と日常生活との絶」、及び死の残酷で劇的な「非日常を強調しなかつた文化」が

あることを指摘した。

本節では、このあきらめを持つて死を受け入れる日本人の死生観が形成された時代、平安期における老齢期の女性のあり方にについて取り上げ、考察を進めた。

平安期は、日本文化において死の問題を切实に考えた最初の時代であり、一方において女性差別の萌芽が表出しつつあった時代でもある。この時代の女性については、近年の女性史研究の成果<sup>(8)</sup>によつて、夫婦の流動的婚姻形態や居住形態<sup>(9)</sup>、財産經營の別産制<sup>(10)</sup>、死後の夫婦別墓制<sup>(11)</sup>などが明らかにされてきている。また、仏教史の立場からは女性と出家との関係が取り上げられ、平安後期において女性の出家が相当数行われた状況が明らかにされてきている<sup>(12)</sup>。がしかし、いずれの研究においても、当時の夫婦関係及び家族関係を問い合わせ、特に老齢期の女性の位置づけを探ろうとする視点は弱い。また、女性たちがいかにして老齢期を迎える、生活し、さらに死を迎えていったのかを問う実質的研究はなされておらず、今後の女性史研究の課題の一つとなつていくことであろう。

吉田孝氏は、古代の婚姻は妻問婚から始まり、子どもの誕生を契機とした男女同居婚へと移行する。その夫と妻との関係はさわめて流動的で、「妻と子ども、そして夫」という精神的紐帶が主流であったと述べている。つまり、吉田氏の説によると、母子の結びつきが強く、夫婦の関係は希薄となる。それでは希薄な夫婦関係において妻は何を期待されていたのか。

この時期の既婚女性に要求された役割は、十一世紀半ばの『新

猿樂記<sup>(15)</sup>に描かれており興味深い。『新猿樂記』には、右衛門尉の三人の妻の姿を通して理想の妻像が描かれている。まず、本妻は六十歳。老醜を晒しながらも愛欲から解脱できずにいる年上の女性である。夫は本妻に「速やかに比丘尼の形となるべし」と出家を促しながらも、すでに「數子の母」ゆえに蔑ろにはできない世話、裁縫といった家事全般をこなす同い年の女性である。第三の妻は美しく、性愛にかなう若い女性である。つまり、たくさんの人間を産み育て、家事をこなし、性愛にかなつた美しい妻が當時の男性からみた理想の妻、あるいは既婚女性に要求された妻役割であったともいえよう。

さて、流動的夫婦関係の中で、女性は①子どもの出産と養育、②家政の経営、③夫との性愛関係を妻役割として期待されていたわけであるが、以上の妻役割が終了した時、すなわち老齢期を迎えた女性はどうなるのであろうか。『新猿樂記』の夫が年老いた本妻に出家を勧めている点に注目したい。時代は遡るが、十世紀初頭に成立した『伊勢物語<sup>(16)</sup>』には、すでに妻役割が終った女性の出家の様子が次のように描かれている。

年ごろあい馴れたる妻、やうやうに床離れて、ついに尼になりて、姉のさきだちてなりたる所へ行く

長年連れ添った妻は、床離れ、すなわち夫との性愛関係の解消

によって尼となり、先に尼となつてゐる姉を頼りに夫のもとを去つてゐる。ここに性愛、及び妻役割の終了から夫婦関係を解消し、夫との別居生活に踏み切る老齢期の女性の姿を見ることができる。また、先に尼となつた姉の存在からも、当時の女性たちが妻役割の終了後、妻の座から、あるいは夫との家庭生活から離れて老齢期を送つたであろうことが推察されよう。さらには、女性の老齢期におけるきょうだいの役割にも注目しておきたい。

### 十一世紀に成立した『更科日記<sup>(17)</sup>』によれば

母、尼になりて、同じ家の内なれど、方ことに住みはなれてあり。われをおとなにしすえて、われは世にも非で交らず、影にかくれたにむやうにていたるを見るも、頬もしげなく心ぼそくおぼゆる

というよう、作者菅原孝標の娘の母もその一例で、夫孝標と同じ敷地内に住みながらも、すでに家事を娘に譲り、自分は尼となつて自分の堂を建て、夫や家族とは離れた別居生活を送つてゐる様子がうかがわれる。

つまり、前述の妻役割が終った女性たちは、尼の姿となつて、妻の座と夫、家族との家庭生活から切り離された寺院施設、あるいはそれに類似した建物（堂や庵）へと移住していく。そして、そこで自らの老齢期を過ごしたであろうことが理解できよう。

では、何故、妻役割が終つた女性、老齢期を迎えた女性は、単

に家庭生活を離れるだけではなく尼の姿となつたのであろうか。

老齢期を過ごす場所として、何故、寺院施設を選択していくたのだろうか。この背景には平安期における浄土教の影響があつたと考えられる。

石母田正氏は、九世紀後半から十世紀にかけての文化の特色を浄土教に求め<sup>(18)</sup>、井上光貞氏も、没落貴族を中心とした浄土信仰をあげる<sup>(19)</sup>。また、十一世紀になると、来世での往生を祈願する浄土信仰が個人のレベルで日常生活の場に深く浸透していく。このことによつて、平安後期の貴族の日常の信仰生活、及び臨終・追善が阿弥陀堂において営まれるようになるのである。さらにこの時期は「往生伝」及び「源記」があいついで編纂された時期でもある。

つまり、老齢期を迎えた女性は①浄土教の流行に伴い、妻役割を終えた後の信仰の場、及び生活の場として寺院施設を選択した。  
②浄土思想の広まりとともに流布した变成男子説の影響を受け、夫婦関係を解消し、夫のもとを離れることによって自らの「女」という性を捨て、③尼の姿となること、すなわち剃髪<sup>(20)</sup>することによって肉体的・視覚的に「男」の姿へと変身し、自らの成仏を祈願したのではないだろうか。

平安時代、老齢期の女性たちは、浄土思想の影響を受け、自身そのままの姿では成仏できず、男身になることによってのみ成仏が可能となる女人成仏觀に従つた。ゆえに、現世においてもその身を男性と同質化することを試み、妻役割の終了と同時に夫婦

生活を断ち切る。尼の姿となって、自らの意志で寺院施設へ移つていったと考えられるのである。

## 二、平安期の女性と看取り

前節では老齢期夫妻の別居の状況と、妻役割終了後の女性の寺院施設への移行、及び出家について述べてきた。

出家の動機については、すでに勝浦令子氏の研究<sup>(21)</sup>がある。勝浦氏によれば女性が出家を決断する契機は、未婚・既婚を問わず、女性個人の老・病・死や宗教的理由が殆どを占めているという。

また、既婚女性の出家は必ずしも夫没後の出家ではなく、夫の生存中の場合が少くない。むしろ出家の動機となるのは自らの老いや死を予測しうる病気であることを指摘している。この勝浦氏の指摘は、前節で取り上げた『伊勢物語』や『更科日記』の例をみても明らかである。妻役割の終了した女性は、夫の生存中にもかかわらず、夫婦関係を解消して尼となり、寺院施設へと移っている。ここに当時の老齢期を迎えた女性が、自らの老い、及び死と出家とを密接な関係で捉えていたことが再確認できよう。

では、自らの老い、特に自らの死が近づいてきたことを意識することによって出家した女性たちは、実際の死をどこで、どのように受容していくのであろうか。家庭生活を離脱し、寺院施設での信仰生活を選択した女性たちの死は、必然的に寺院施設において迎えられたと考えられる。すなわち平安期、老齢期に達した女性たちは、自分が築いてきた家庭生活の場から切り離された寺

表1

	死んだ人	場 所	看取った人	その他
卷12・第8	僧恵達	寺	寺の衆	
卷12・第35	閑院ノ大政大臣	靈験所	僧	
卷12・第9	道賢（三善清行の弟）	小サキ屋	家ノ主	
卷15・第5	僧成意	房	弟子	
卷15・第7	僧兼算	寺	弟子	
卷15・第21	嫗	寺の辺	息子の僧	
卷15・第30	真覚（藤原敦忠の子）	寺	僧	死に際して出家
卷15・第34	高階良臣	自宅	妻	
卷15・第36	小松天皇ノ孫ノ尼	寺	一	死に際して出家
卷15・第46	阿武大夫	自宅	僧	
卷15・第51	嫗	一	子・孫	
卷16・第7	父・母	自宅	娘	
卷19・第23	僧	寺	弟子	
卷20・第17	讃岐国ノ女	自宅	父・母	
卷24・第8	女	自宅	父・母	

(『今昔物語集』)

院施設で、夫に看取られることなく死んでいったのであろうことが推察される。またさらには、当時において最期まで継続した夫婦関係、及び互いに看取り合う夫婦関係が成立していなかつたことも指摘しうるのである。

ところで、夫に看取られることなく死を受容していく女性たちを実際に看取ったのは誰であったのか。

九世紀初頭の『日本靈異記』には、母の養育に対する子の孝行を強調した説話が数多くみられる。前節でも触れたが、平安期における母と子の繋がりは、夫婦関係に比して強い。出家によつて夫との関係は解消されるが、母子関係は断ち切れることがない。

実際、老齢期の女性は、夫ではなく、子どもにその老後を託すことが多かつたようである。例えば『日本三代実録』<sup>(25)</sup> 貞觀四（八六二）年二月十六日条には、

參議正四位下行左大弁兼左近衛中將藤原朝臣良繩奏言。別野一品。在山城國葛野郡。良繩奏為先皇。造仏寫經。安置其中。親母出家。便亦居住。請捨「事」為道場。賜名真如院。許之。  
(傍点、筆者。)

とあるように、藤原良繩が葛野郡別野一区に真如院を建立し、そこに出家した母を住まわせた様子がうかがわれる。つまり、母の老齢期の生活の場を子が確保し、経済的にも支えていたと考えることができよう。

当時の庶民層から貴族層まで、あるいは都から広く地方の人々までの意識を反映したであろう説話集『今昔物語集』<sup>(26)</sup>には、五十四件の死に関する記載がある。うち男性の死に関する記載は二十一件、女性二十二件、その他十五件である。表一は五十四件の中では七件、女性二十二件、その他十五件である。死んだ人物、及び死んだ場所、看取った人物の明らかなケースを取り上げたものである。既婚女性の死は、卷一五の第一一と第五の一の嫗、及び卷一六の第七の母の三件があげられる。

嫗を看取ったのは息子の僧・子・孫であり、母を看取ったのは娘と、いずれのケースも直系の母子関係において看取りがなされている。しかし、卷一五の第三四の高階良臣のケースでは、妻子によつて看取りがなされている点に注目しておきたい。このことは、当時の流動的夫婦関係において妻は夫に看取られることはないが、夫は妻に看取られるというように、男性と女性との看取りにおいて質的に相違があつたことが指摘できるであろう。

女性はその死において、夫には看取られず、子に看取られたことが明らかになつたが、ここで、きょうだいの存在にも触れておきたい。

前節で取り上げた『伊勢物語<sup>(27)</sup>』には「姉のさきだちてなる所へいく」とあつたように、尼になつた女性はその姉、すなわちきようだいを頼つている。また、十一世紀初頭に書かれた『小右記<sup>(28)</sup>』には、藤原実資の同腹の姉、尼君が出てくる。永祚元（九八九）年四月三日条、永祚三（九九二）年三月二日条、長和四（一〇一五）年閏六月四日条には、実資が晩年の姉のために建てた西殿に

おいて、①姉が写経等をしながら、②父貞信から譲り受けた財産をもとに、③弟実資の援助を受けて生活していた様子が描かれている。また、天元五（九八二）年六月十日条には、④きょうだいである実資とともに銀阿弥陀仏・脇侍二体を鑄造し、両親の菩薩供養の法会を行なつたりした様子も描かれる。さらには実資の西殿において信仰生活を行い、老齢期を過ごしていることからして、⑤おそらくその死も実資によつて看取られたであろうことが推測される。<sup>(29)</sup>このように、既婚女性の老齢期の生活は日常生活から信仰、そして死までもが夫ではなく、母を同じくするきょうだいによつて支えられていた。すなわち、母を軸としたきょうだい関係が老齢期を支えたことから、改めて母と子の結びつきの深さを再確認することができるであろう。

では、子やきょうだいに頼ることのできない女性はどのような老齢期を過ごし、死を迎えたのであらうか。『栄華物語』には、法成寺の寺辺で活躍する老尼たちが登場している。この老尼たちは、過去、宮廷や藤原家に出仕していた女房経験者たちで、「明暮参り拝み奉りつつ世を過す尼法師多かる中に、心ある限り四五六人契りて、この御堂に例時になふわざをなんしける」というようにグループを形成して、例講に参加していた。が、教養は高いものの、経済的に恵まれたグループと困窮しているグループの二つに分かれ、後者は法成寺の參詣者を案内したり、安置された仏の由来を解説するなどして生計を立てていた。また、身寄りのない老尼が、東大寺僧を養子にし、私領五段を譲与したが、土地のみ

を取り上げられて追い出された。後に類身の僧とその妻に助けられて土地を取り戻し、最期を看取ることを条件に土地を僧の妻に譲ったという話もある。<sup>(31)</sup>さらにまた、個人の留守宅に入り込んで死を迎えた女法師の例もあるなど、頼る身寄り（子やきょうだい）のない女性の老齢期の生活と死は不安定である。しかし、そのいずれもが尼の姿となり、浄土信仰に基づいた老齢期を過ごしている。その死も寺院施設において老尼グループ員、あるいは寺院関係者等に看取られたものと推定され、女性の看取りが家庭生活（＝日常）から切り離された寺院施設（＝非常日）でなされたことは明らかである。

### 三、死の受容と女性

さて、第一節では老齢期における夫婦の別居と女性の出家、第二節では出家した女性の生活、及び信仰生活を経済的に支え、その死を看取つたのが子やきょうだいであったことについて述べてきた。本節では、このような平安期の女性のあり方について死の受容形態といった視点から再検討を加えてみたい。

まず、出家して死を受け入れようとする背景には浄土思想の流行があり、その信仰に基づいて自らの死をライフサイクルの中での位置づけ、死はあるがままに受け入れようとする死生観の存在をみることができよう。また、妻役割の終了と病や死への自覚から夫との家庭生活にピリオドを打ち、自らの意志で寺院施設へと移り住んでいく姿には、当時の女性たちが、自分自身の人生を自分

で決定しようとする強さと、決定しうる自由を確保していたと理解しうるのではないか。妻役割の終了や人生の終焉の時期を自分で見据え、死をむしろ積極的に意義づけていこうとする受容形態があつたとも考えられよう。

しかし、一方で妻役割の終了、病や死という妻側の事情にのみよつて夫婦関係を解消するという事実の背後には、夫である男性にとっての必要性が消失すれば切り捨てるという方向性を含んでいることにも気づかなければならない。さらに、男女が互いに最期までいたわりあう夫婦関係を持続しえず、平安期においては夫婦関係が流動的、かつ希薄であつたことが、看取りと死の受容の観点からたどることができたであろう。ただ、夫はその最期を妻に看取られることもあつたことから、死の受容に際して女性が弱い立場であり、浄土信仰の流行から变成男子説や五障の障りによる女性の不淨觀の定着もみられ、差別の構造が形成されつゝあつたと言える。

なお、院政期から鎌倉期初頭にかけて、妻の出家の状況に大きな変化が現れるのでここで触れておきたい。

この時期は家父長制家族の成立期で、夫婦の結びつきや一体觀が強まつた時期である。基本的には夫婦別産制で、法的には独立したはずの妻の所領を、実際は夫が知行するなど夫の管理権、及び支配権が強まつてゐる。田端泰子氏によれば、夫の犯罪がこの時期、妻子にもおよぶようになつた<sup>(35)</sup>など、妻は夫のものであるといつた妻の私物觀が社会通念になつた時期である。すなわち、院

政期から鎌倉期にかけて、法的には自立し、夫とは強固な夫婦関係を築きあげながらも、一方で夫婦の一体觀ゆえに夫に私物化される「個」を失った状況へと女性が変化したのである。

このような状況の中で、女性たちは出家はするものの家族との縁は切らず、特に夫との関係が子どもを通じた父と母として継続されるようになる。つまり、観念的夫婦関係は継続し、出家した女性は出家後も子どもの養育や後見としての役割を要求されたのである。また、出家の契機も自らの理由ではなく、夫の出家や夫の病気、死<sup>(36)(37)</sup>へと変化する。ここに女性の出家の大きな質的変化をみることができるるのである。

この時期、夫が先に出家してしまった妻や、夫に先立たれた妻は、後家として家を守るか、夫の菩提を弔い続けることが多い。そして、夫の死を契機として出家し後家尼となるのであるが、これが後に再婚を否定する行為として広く行なわれるようになる。『平家物語』<sup>(38)</sup>には、「さまをかぶるはつねのならい」というように、夫亡き後の妻のあるべき姿は髪を切った後家尼の姿であると述べられている。このことは、夫への貞操を守り、追善供養する証としての出家や剃髪が、当初は妻の自発的行為として行われていたことが、次第に強制的なものへと変化していくと推察することができよう。

ここで、「後家」という言葉について触れておく。「後家」とは本来、主人亡き後の家族や遺族をさすものであった。<sup>(39)</sup>が、院政期以降、夫出家後の残された家族を指す言葉へと変化し、次第に妻

のみに比重が置かれるようになつて、十一世紀には夫亡き後の妻を指す言葉となるのである。<sup>(40)</sup>

つまり、院政期から鎌倉期にかけて固定的な夫婦関係が確立し、さらに家父長制家族が成立したことによつて、夫婦の一体觀の強調から女性の「個」が喪失され、夫に付随した地位へと転落した。夫の支配権の増大は、妻の私物觀を進め、その死後までをも支配するようになる。それゆえ夫の死後は、女性自身は老齢期に達しておらずとも、また、女性自身の病や死といつたきづかけが無いにもかかわらず出家を強要される。さらには儒教的「貞婦二夫にまみえず」の観念の広まりを背景に、妻の夫への従属化が増す。

他方では、妻が出家したくとも夫が生存中である間は出家できないなど、平安期の妻役割にはなかつた夫の看取りが新しい妻役割として加わる。そして、夫の死後は再婚を許されず、生きながらも社会的には抹殺された、現世とは縁を切つた寺院施設で夫の菩提を弔うことが妻役割のひとつとなり、夫が死んだ後までも夫に従属させられていくようになる。

以上、院政期から鎌倉期にかけての出家についてみてきた。この時期の出家は、夫の死を契機とし、夫の菩提を弔うための出家へと質的変容を遂げている。平安期において、自らの契機による自らの意志で行なわれていた出家が、夫を契機とする夫のための出家へと変化したのである。このことは、夫との強い夫婦関係を手に入れたものの、自らの死すら自らのライフサイクルの中に位置づけられなくなつた女性、自らの生き方をも決定しうる自由を

失った「夫次第」の生き方を続けなければならない、従属した地位への転換をも意味する。つまり、女性の死の受容形態の変化を通して、家父長制家族の成立とそれに伴う女性の地位の喪失をみることができたのである。

### おわりに

本稿では、平安期の老齢期を迎えた女性のあり方を探り、死の受容形態の変化を通して、女性の地位の低下をみてきた。そこでは自らのライフサイクルの決定権の消失が、結果として女性の地位の転落と差別の構造へと結び付いたのではないかという仮説を提示した。

死の受容形態の変化は、女性を取り巻く様々な条件を変化させ、女性自らの生き方をも変化させてきた。自らの死をライフサイクルに位置づけることは、その生をも意義づけていくことである。また、女性の死の受容形態は、そのパートナーである夫の生き方、さらには家族の生活をも規定していく。

今日の高齢化社会における問題の論点は、誰がその老後の生活を支え、病気や死の際に介護し、看取るのかに重点が置かれている。しかし、今後必要なのは、自らの死を見つめ、どのように受容していくのか、あるいはライフサイクルにおいていかに死を位づけていくのかといった問題を、主体的、かつ積極的に行なっていくことであろう。

平安期に妻役割の終了した老齢期の女性たちが非日常の場であ

る寺院施設で死を迎えたように、今日の我々は病院という非日常から切り離された場で死を受け入れているがその意味づけは異なる。とはいものの、それがある意味で社会的弱者の切り捨てへと繋がっている現状も否めない。また、家父長制家族の成立期である院政期から鎌倉期において、夫に拘束され、自らの死を自らのライフサイクルの中に意義づけられなくなつた当時の女性の状況と比して、今日の家族の解体の前に我々はどう対処していくべきなのか。さらには、自らの死の時期を知り、死をライフサイクルの中に積極的に位置づけることが自らの生をよりよく生きる事だとすれば、我々の現代の社会がかかえる告知の問題をどのように考えて行くのか。本稿においては、平安時代における老齢期の女性のあり方、及び死の看取り、受容形態を明らかにすることに終始し、その域を越えるに到らなかつた。が、今後、この歴史を振り返る作業を通して、今日の文明のかかえる死の問題を考察し、文明学としての展開を志向していきたい。

### 註

(1) 斎藤博『文明への問い 文明学の基礎づけのために』  
(東海大学出版会、一九九七年) 一五一頁。

(2) 河合隼雄「日本人の生死觀」(『生と死の様式』誠信書房、一九七一年) 参照。

(3) キュプラー・ロス『死ぬ瞬間 死にゆく人々との対話』  
(読売新聞社、一九七一年)。

- (4) 『日本家政学会誌』において死を取り扱った研究論文は、高橋久美子「老年期における配偶者喪失——死別への準備と適応」(『日本家政学会誌』Vol. 40 No. 7 一九八九年)がある。
- (5) 勝浦令子氏・京樂真帆子氏などによつて女性と寺院に関する精力的な研究が行われ、古代における女性の出家の状況が明らかにされている。代表的なものをあげると、勝浦令子『女の信心』(平凡社 一九九五年)、京樂真帆子『平安時代の女性と出家姿——都市と女性』(『ジエンダーの日本史』上、一九九四年)等がある。
- (6) 本稿においては、老齢期を四十歳前後からとして扱う。律令によれば、「丁」から「老」への境が六十歳、「寡」の基準は五十歳であるが、平安期の貴族層の女性は比較的早い年齢を人生の終焉として捉える傾向にある。『紫式部日記』は三十八歳を出家に適当な年齢であるとする。また、梅村恵子氏(『撰閑家の正妻』『日本古代の政治と文化』吉川弘文館一九八七年)によれば、『大鏡』に登場する女性の平均死亡推定年齢は四十八・八歳であり、二十代から三十代前半の妊娠・出産に伴う死亡も多いという。のことから、出産・育児、及び子どもの養育から手が離れ、一方で死期が近づきつつある年代として、四十歳前後からを老齢期として取り扱いたい。
- (7) 加藤周一『日本人の生死観』下(岩波書店、一九七七年)参照。
- (8) 近年の女性史の研究動向については、『日本女性史研究文献目録』II・解説(東京大学出版会、一九八八年)に簡潔にまとめられている。
- (9) 高群逸枝氏は招婿婚から嫁取婚への移行を南北朝期であるとした。高群氏の批判継続を目指す関口裕子氏らは古代において家父長制家族は未完成であつたと指摘し、田端泰子氏らは鎌倉後期を家父長制家族の成立期としている。高群逸枝『女性の歴史』(講座日本歴史)、「東京大学出版会、一九八四年)、田端泰子「鎌倉期における母子関係と母性観——家父長制家族の成立をめぐって」(『母性を問う』上、人文書院、一九八五年)参照。
- (10) 家父長制家族の未成立から、夫婦の居住形態の流動性が指摘されている。なお、京樂真帆子氏によれば、平安貴族の居住は「寄住」、すなわち「仮住」によつて特徴づけられるという。京樂真帆子「平安京における居住と家族——寄住・妻方居住・都市」(『史林』第七六卷第一号、一九九三年)参照。
- (11) 石井良助氏は『日本法制史』(弘文堂、一九四八年)において、夫婦別産制と妻の持參財産は妻の特有財産であったことを指摘している。
- (12) 藤澤典彦氏は墳丘墓の分析から夫婦墓の出現を十二世紀末、家族墓の出現を十三世紀後半であるとする。藤澤典彦「墓地景観の変遷とその背景——石組墓を中心として」(『日本史研究』三三〇、一九九〇年)参照。
- (13) 平安期の女性と出家との関係を扱つたものは註5。
- (14) 吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)参照。なお、本稿では親族団の一形態として家族を取り上げる場合、八世紀末に父系出自家族として成立した以降

の家族を取り扱う。

- (15) 『古代政治社会思想』(『日本思想大系』)
- (16) 『伊勢物語』(『日本古典文学大系』)
- (17) 『更科日記』(『日本古典文学大系』)
- (18) 石母田正『中世的世界的形成』(岩波書店、一九八五年)
- (19) 井上光貞『日本浄土教成立過程の研究』(山川出版社、一九八五年)
- (20) 堅田修『阿弥陀の変遷』(日本名僧論集『源信』、一九八二年) 参照。
- (21) 『転女成仏經』については西口順子「山里・女人」(『女の力』、平凡社、一九八七年)に詳しい。
- (22) 刹髪については勝浦令子「尼削ぎ放」(註7前掲書『女の信心』)に詳しい。勝浦氏は古代の尼の髪型は完全刹髪と尼削ぎの二つがあり、摺闐期の既婚女性の出家では尼削ぎが多かったと指摘する。また、危篤や臨終に際して完全刹髪が行われた事も指摘している。
- (23) 勝浦令子「妻の出家・老女の出家・寡婦の出家——古代の事例を中心に」(註7前掲書『女の信心』)による。
- (24) 『日本靈異記』(『日本古典文学大系』)による。
- (25) 『日本三代実録』(『国史大系』)
- (26) 『今昔物語集』(『日本古典文学全集』)
- (27) 註11前掲書『伊勢物語』
- (28) 『小右記』(『大日本古記録』)
- (29) 尼君は寛仁二(一〇一八)年、三月二十日亡くなつてゐる。その死去に際して葬送を行い、後の仏事までも行つたの
- が実質である。註28前掲書『小右記』寛仁二(一〇一八)年、三月二十日条、四月三日条、閏四月十一日条。
- (30) 『平安遺文』(『日本古典文学大系』)
- (31) 『采華物語』(『日本古典文学大系』)
- (32) 註26前掲書『今昔物語集』
- (33) 註26前掲書『今昔物語集』
- (34) 岡田章雄「中世武士社会における女性の経済的地位」(『歴史地理』六〇一三・四一九三二年)
- (35) 田端泰子「鎌倉期における母子関係と母性観——家父長制の成立をめぐって」(註7前掲書参照)。
- (36) 註30前掲書『采華物語』
- (37) 『明月記』文暦一(一一三五)年三月二十八条。
- (38) 『平家物語』(『日本古典文学大系』)
- (39) 註28前掲書『小右記』
- (40) 久留島典子「後家とやもめ」(『とばの文化史』中世二、平凡社、一九八九年)参照。